

大阪国際がんセンター臨床栄養委員会設置要綱

(目的)

第1条

がん患者等を取り巻く食事と栄養に関する問題を患者さんの視点から取り上げて検討し、有益な情報の活用を推進するため、大阪国際がんセンター臨床栄養委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条

- 1 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 委員会に委員長と副委員長を置き、委員長は大阪国際がんセンター病院長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、会務を代理する。
- 5 別表に掲げる者以外で委員長が必要と認める場合は、委員を追加することができる。
- 6 委員長が必要と認める場合は、委員以外の職員や外部の有識者等をオブザーバーとして委員会に招聘することができる。

(会議)

第3条

- 1 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、委員以外の者の意見を聞く必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(業務)

第4条

委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 多様な職域の交流・協働の場の提供
- 2 がん患者等の栄養・食事療法に係る研究の推進と成果の発信
- 3 その他、委員長が必要と認めること

(庶務)

第5条

委員会の庶務は、事務局総務・広報グループと栄養管理室が行う。

(その他)

第6条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営にあたり必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。